

季刊

労働おきなわ

2025 Spring

No.165



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル



0120-610-223

労働おきなわ

2025 Spring No.165

目次

◆ RELAY ESSAY

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

沖縄事務所 所長 伊原 誠 …………… 1

◆ NEWS

・令和7年度前期 技能検定受験案内…………… 2

・職業訓練指導員になろう！…………… 5

◆ INFORMATION

・労働保険のお知らせ…………… 7

・労働保険は電子申請…………… 9

・労働保険料は「口座振替」が便利です…………… 11

・雇用に関する相談窓口…………… 13

・沖縄県障害者雇用推進企業登録制度…………… 15

◆ 労働委員会だより…………… 17

◆ 労働相談…………… 18

◆ 沖縄県労働経済指標…………… 20



◀表紙の写真

東村つつじまつり

毎年3月にやんばる（沖縄県北部）の春を彩るイベントとして沖縄県民の間にすっかり定着している東村つつじ祭りでは、約5万本のつつじと豊かな自然を満喫できます。



VUCAの時代を乗り切るリスクリング

～沖縄で働くことの幸せを感じながら～

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）

沖縄事務所 所長 伊原 誠

沖縄で働く皆さん、ハイサイ。今年は2025年。早いもので、21世紀も四半世紀になりますね。

沖縄の景気ですが、長いコロナ禍を経て、拡大基調が続いています。特に、沖縄の主要産業ある観光業は、国内やインバウンド客の増加により好調です。空港は人であふれ、ゆいレールはいつも大きな荷物を持った旅行者で混雑するなど、景気の良さを実感する機会も多いかと思えます。

一方で、約5万社あると言われる沖縄県の企業は、99.9%は中小企業ですが、コロナ融資の返済が本格化、人手不足や物価高などが影響し、倒産や廃業も増えるなど、中小企業にとって厳しい経営環境が続いています。身近にも、昔から皆さんに愛されていたお店が突然閉店する、いわゆる「サイレント廃業」を目にする機会も、残念ながら増えているのではと思っています。

沖縄で働く皆さんの多くは、中小企業で働かれています。皆さんは、ご自身のみならず、沖縄の生活や会社を支え、ひいては沖縄経済、日本経済を支える大変重要な役割を担っていただいています。

私は、昨年4月に東京からここ沖縄に参りました。この沖縄の美しい自然と豊かな文化、風土、伝統、暖かい気候に恵まれた沖縄に住み、明るく温かい沖縄の方々に囲まれて働けることの幸せを日々感じています。沖縄を代表するお酒である泡盛が、昨年12月にユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、沖縄の文化や伝統のすばらしさに改めて感動いたしました。沖縄で働く皆さんも、そうした素敵な沖縄を実感されていることと思います。

私が働く中小機構は、経済産業省所管の独立行政法人で、全国の中小企業の皆さんの経営をご支援する専門集団。沖縄事務所は、2005年に設置され、那覇空港にほど近い、産業支援センターに入居しています。

中小企業は、人手不足、物価高、後継者難など、多くの経営課題を抱えています。「企業は人なり」と言われますが、こうした難局を乗り越えるためにも、何よりも「人」、企業で働く皆さんがいてこそ企業は経営できますし、成長・発展することができます。

日本は、少子高齢化が進展し、人手不足が顕著にみられるようになりました。今後も賃上げが続くと思いますが、働く皆さんの一人ひとりへの貢献・成長期待が、これまでにないほど高まっています。まさに働く皆さんの時代です。

今は、VUCAの時代と言われています。先の読めない複雑で不確実な時代に、柔軟にしなやかに生き抜くためには、これまでの知識や経験だけに頼るのではなく、時代に合わせ、時代を先取りできるよう、改めて学びなおす、リスクリングがとても大切だと思います。

中小機構は、人材育成機関である中小企業大学校を全国9か所運営しています。中小企業大学校は、60年以上の歴史をもち、実践的なカリキュラムや経験豊富な講師陣、受講者同士のネットワークを構築できることが特徴です。

沖縄では、毎年「沖縄教室」として開催しています。令和7年度は、コミュニケーションやマーケティング、集客力アップのためのWebやSNS活用など計5回予定しています。その他、商工会・商工会議所などの支援機関、金融機関や企業からのご要望に応じて企画する「オーダーメイド研修」も行っています。

巳年は、再生と変革の年。先行き不透明な時代、改めて自分自身を見つめ直し、学び直す年にしてみませんか。中小機構以外にも、沖縄総合事務局、沖縄県や支援機関・金融機関が様々な研修を実施しています。まずは一つでも学ぶ機会をつくってはいかがでしょうか。リスクリングして、誰もがあこがれるこの素晴らしい沖縄で、VUCAの時代を共に乗り切りましょう。

試験

令和7年度前期 技能検定受検案内

1 職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の令和7年度前期技能検定を次のとおり実施します。

| | | |
|------|------|--|
| 受検受付 | | 令和7年4月7日(月)から4月18日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) https://www.oki-vada.or.jp |
| 実技試験 | 問題公表 | 令和7年6月3日(火) |
| | 実施 | 令和7年6月10日(火)から8月10日(日)まで ★ 令和7年6月10日(火)から9月9日(火)まで |
| 学科試験 | | 令和7年7月13日(日) ★ 令和7年8月24日(日)、8月31日(日)、9月3日(水)、9月7日(日) |
| 合格発表 | | 令和7年8月29日(金) ★ 令和7年10月1日(水) |

★3級職種が対象

学科試験日程

| | 期日 | 検定職種 |
|------|---------------|---|
| 学科試験 | 令和7年7月13日(日)★ | 園芸装飾・造園・機械加工・機械検査・電子機器組立て・シーケンス制御・建築大工・とび・左官・塗装・フラワー装飾 |
| | 令和7年8月24日(日) | 造園・布はく縫製・とび・防水施工・サッシ施工・塗装・産業洗浄 |
| | 令和7年8月31日(日) | 機械加工・鉄工・電子機器組立て・建設機械整備・婦人子供服製造・家具製作・建具製作・印刷・左官・畳製作・内装仕上げ施工 |
| | 令和7年9月3日(水) | 写真 |
| | 令和7年9月7日(日) | 園芸装飾・非接触除去加工・建築板金・工場板金・電気機器組立て・石材施工・タイル張り・熱絶縁施工・表装・フラワー装飾・路面標示施工・塗料調色 |

★3級職種が対象



〔実施職種〕

○ 1・2級(28職種44作業)

| 職種名 | 作業名 | 職種名 | 作業名 |
|---------|--------------|---------|-------------------------|
| 園芸装飾 | 室内園芸装飾作業 | 左官 | 左官作業 |
| 造園 | 造園工事作業 | タイル張り | タイル張り作業 |
| 機械加工 | 普通旋盤作業 | 防水施工 | 畳製作作業 |
| | 数値制御旋盤作業 | | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 |
| | フライス盤作業 | | アクリルゴム系塗膜防水工事作業 |
| | マシニングセンタ作業 | | セメント系防水工事作業 |
| 非接触除去加工 | ワイヤ放電加工作業 | 防水施工 | シーリング防水工事作業 |
| 鉄工 | 構造物鉄工作業 | 防水施工 | 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 |
| 建築板金 | 内外装板金作業 | 内装仕上げ施工 | FRP防水工事作業 |
| | ダクト板金作業 | | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
| 工場板金 | 打出し板金作業 | | 木質系床仕上げ工事作業 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業 | | 鋼製下地工事作業 |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て作業 | | ボード仕上げ工事作業 |
| 建設機械整備 | 建設機械整備作業 | | 化粧フィルム工事作業 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供注文服製作作業 | | 熱絶縁施工 |
| 布はく縫製 | ワイシャツ製造作業 | サッシ施工 | ビル用サッシ施工作業 ● |
| 家具製作 | 家具手加工作業 | 表装 | 壁装作業 |
| | いす張り作業 | 塗装 | 木工塗装 |
| 建具製作 | 木製建具手加工作業 | | 建築塗装作業 |
| 印刷 | オフセット印刷作業 | | 金属塗装作業 |
| 石材施工 | 石張り作業 | 写真 | 肖像写真デジタル |
| とび | とび作業 | フラワー装飾 | フラワー装飾作業 |

● ビル用サッシ施工作業は、学科試験のみ実施。

○ 単一等級(3職種3作業)

| 職種名 | 作業名 | 職種名 | 作業名 |
|--------|------------------|------|----------|
| 路面標示施工 | 溶融ペイントハンドマーカ工事作業 | 産業洗浄 | 高圧洗浄作業 ● |
| 塗料調色 | 調色作業 | | |

● 高圧洗浄作業は、学科試験のみ実施。

○ 3級(11職種14作業)

| 職種名 | 作業名 | 職種名 | 作業名 |
|------|------------|---------|-----------|
| 園芸装飾 | 室内園芸装飾作業 | 電子機器組立て | 電子機器組立て作業 |
| 造園 | 造園工事作業 | シーケンス制御 | シーケンス制御作業 |
| 機械加工 | 普通旋盤作業 | 建築大工 | 大工工事作業 |
| | 数値制御旋盤作業 | とび | とび作業 |
| | フライス盤作業 | 左官 | 左官作業 |
| | マシニングセンタ作業 | 塗装 | 金属塗装作業 |
| 機械検査 | 機械検査作業 | フラワー装飾 | フラワー装飾作業 |

2 職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の随時実施の技能検定を次のとおり実施します。

| | |
|----------|---|
| 受 検 受 付 | 随時 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) https://www.oki-vada.or.jp |
| 実技試験問題公表 | 随時 |
| 試 験 実 施 | 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで |

〔 実 施 職 種 〕

○ 随時2・3級及び基礎級(38 職種 48 作業)

| 職 種 名 | 作 業 名 | 職 種 名 | 作 業 名 |
|------------|---------------|-----------------|-------------------|
| さ く 井 | ロータリー式さく井工事作業 | ハ ン 製 造 | ハン製造作業 |
| 鋳 造 | 鋳鉄鋳物鋳造作業 | ハム・リ・セ・ジ・ハ・コン製造 | ハム・リ・セ・ジ・ハ・コン製造作業 |
| 機 械 加 工 | 普通旋盤作業 | 建 築 大 工 | 大工工事作業 |
| | 数値制御旋盤作業 | か わ ら ぶ き | かわらぶき作業 |
| | フライス盤作業 | と び | とび作業 |
| | マシニングセンタ作業 | 左 官 | 左官作業 |
| 鉄 工 | 構造物鉄工作業 | タ イ ル 張 り | タイル張り作業 |
| 建 築 板 金 | 内外装板金作業 | 配 管 | 建築配管作業 |
| | ダクト板金作業 | 型 枠 施 工 | 型枠工事作業 |
| 工 場 板 金 | 機械板金作業 | 鉄 筋 施 工 | 鉄筋組立て作業 |
| 仕 上 げ | 機械組立仕上げ作業 | コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業 |
| 機 械 検 査 | 機械検査作業 | 防 水 施 工 | シーリング防水工事作業 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業 | 内 装 仕 上 げ 施 工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て作業 | | 鋼製下地工事作業 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工作業 | | ボード仕上げ工事作業 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服縫製作業 | 熱 絶 縁 施 工 | 保温保冷工事作業 |
| 帆布製品製造 | 帆布製品製造作業 | サ ッ シ 施 工 | ビル用サッシ施工作業 |
| 布 は く 縫 製 | ワイシャツ製造作業 | 表 装 | 壁装作業 |
| 家 具 製 作 | 家具手加工作業 | 塗 装 | 建築塗装作業 |
| 建 具 製 作 | 木製建具手加工作業 | | 金属塗装作業 |
| 紙器・段ボール箱製造 | 段ボール箱製造作業 | | 鋼橋塗装作業 |
| 印 刷 | オフセット印刷作業 | | 噴霧塗装作業 |
| 製 本 | 製本作業 | 工 業 包 装 | 工業包装作業 |
| 石 材 施 工 | 石材加工作業 | | |
| | 石張り作業 | | |

噴霧塗装作業は、随時3級及び基礎級のみ実施。



職業訓練指導員

テクノインストラクター になろう！

職業訓練指導員（テクノインストラクター）とは

- ハートトレーニング等で受講者に、技能・技術の指導によるスキルアップの支援やキャリアコンサルティングによる就職支援を行う、法律（職業能力開発促進法）に基づく『専門職』です。
- 都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構（JEED）が設置・運営する公共職業能力開発施設で、約4,500人が職業訓練指導員として活躍しています。



職業訓練指導員（テクノインストラクター）の仕事

① 技術的指導

テクノインストラクターは、就職やスキルアップなどに必要な技能・技術・知識についての指導や就職支援などを行っています。訓練を受講して就職した方からは「おかげで希望の仕事に就くことができました！」といった感謝の言葉をかけられる存在でもあります。

訓練の受講者

- 離職者（これから働く方）
- 学卒者（主に高校を卒業した学卒者）
- 在職者（働いている方）
- 障害者（障害のある方）

② キャリアコンサルティング

受講者に対し、面談やジョブカードの活用によって、受講者1人1人のスキル、個性、職歴等を踏まえた、その人に合ったキャリアコンサルティングを行います。



③ 人材育成・訓練コーディネート

人材ニーズ、地域ニーズ、技術的動向等を把握し、企業などで必要とされている人材を育成するための訓練カリキュラムを作成するなど、訓練のコーディネートを行います。

企業のニーズに応じて、オーダーメイドの在職者向け職業訓練を企画・実施することもあります。

④ 訓練カリキュラム開発

地域ニーズ及びその分野の技術動向に沿った訓練カリキュラム、訓練計画の作成のほか、訓練で使用する教科書、教材、十種装置の開発、実習上の整備等を行います。



テクノインストラクター総合情報サイト 一技で未来を切り開く



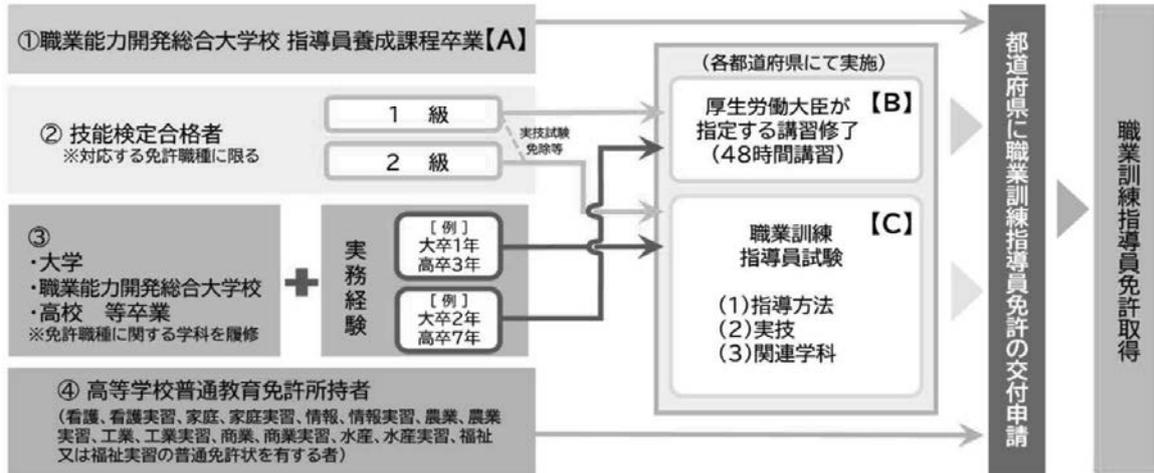
職業訓練指導員を広く認知いただくため、指導員業務の魅力を発信するテクノインストラクター総合情報サイトでは、全国で活躍する現役の職業訓練指導員のインタビューや動画コンテンツのほか、職業訓練指導員になるための情報を発信しています。

職業訓練指導員（テクノインストラクター）になるには？

職業訓練指導員免許が必要です。

- 職業訓練指導員には123種の免許職種があります。（例：機械科、電気科、自動車整備科など）
- 免許を取得するためには、免許職種における能力を有することが必要となり、いくつかのルートがあります。

■職業訓練指導員免許を取得するための主なルート



【A】 職業能力開発総合大学校 指導員養成課程を修了

(主な養成課程の対象者)

- 訓練技法習得コース
職業能力開発大学校（応用課程）修了者
- 訓練技法・技能等習得コース
大学や高専で関連学科を履修者
- 実務経験者訓練技法習得コース
実務経験者
- 職種転換コース
普通課程担当資格所持者 など

【C】 職業訓練指導員試験

沖縄県では、以下のとおり実施します。

1. 試験科目：学科試験のうち指導方法
2. 受験資格：実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される方
3. 受付期間：9月頃から1ヶ月程度
4. 試験日時：月頃で1時間程度
5. 試験場所：沖縄県立浦添職業能力開発校（沖縄県浦添市大平 番地）

※予定であり、変更になる場合があります。
※試験の実施情報は、沖縄県ホームページで御確認ください。

【B】 厚生労働大臣が指定する講習を修了（48時間講習）

沖縄県職業能力開発協会では、以下のとおり実施します。

1. 講習内容
職業訓練原理、労働安全衛生、訓練生の心理や関連法規等、職業訓練指導員として必要な知識と指導方法を習得します。
講習を受講し、確認試験に合格すると修了証を取得することができます。
2. 申込期間：5月頃で2週間程度
3. 講習日程：6月頃で1週間程度
4. 受講定員：名程度（定員に達し次第締め切る）
5. 講習会場：那覇地域職業訓練センター（沖縄県那覇市西 - -）

※予定であり、変更になる場合があります。
※講習の実施情報は、沖縄県職業能力開発協会ホームページで御確認ください。

〈主な受験資格と必要な実務経験の年数〉

| 受験資格 | 年数 |
|----------------------|----|
| 技能検定合格者（1級又は単一等級） | 0年 |
| 高度職業訓練（応用課程）の技能照査合格者 | 1年 |
| 高度職業訓練（専門課程）の技能照査合格者 | 3年 |
| 普通課程の普通職業訓練の技能照査合格者 | 6年 |
| 大学卒業者（免許職種に関する学科を履修） | 2年 |
| 高校卒業者（免許職種に関する学科を履修） | 7年 |

ひとりでも
働く職場に
労働保険

事業主のあたりまえ川柳



— 守る責任。加入する義務。 —

労働保険

労災保険 + 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の
あたりまえ川柳
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続について



「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の
成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、
労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。



! 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



●労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業
に使用される者で、労働の対価としての賃金
が支払われる者のことをいいます。

●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象
となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない
短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向
向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手
続を行うことができます。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 電子申請](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付
いただくことが可能です。口座振替をご利用いただく
ためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を
開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 口座振替納付](#)



オンライン化の波と一緒に乗りこなそう

労働保険は電子申請

無料で
初期設定を
お手伝い
します。

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは下記特設サイトへ

労働保険料の
納付は、
電子納付が
便利です。

イメージキャラクター：
ペパレス執事

いつでもどこでも手続き可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!

ガブリエルくん

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険の電子申請に関する詳細は「特設サイト」へ!

受託会社：株式会社バックスグループ

スマホでも/
特設サイトは
こちら!



無料で 初期設定を お手伝いします

電子申請は簡単・便利!
オンラインで24時間いつでも
申請や届出ができます。



| | | |
|------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 費用 0円 | 時間 1時間程度 | 場所 日本全国どこでも |
|------------------------|---------------------------|------------------------------|



日本中どこへでもお伺いします。

事前準備の不安や不明点を解消します!



お好みの方法でご参加いただけます。

オンラインセミナーに参加する

- ・どんな内容なのか聞いてみたい
- ・自社でも導入可能なか確認したい
- ・会社への上申に勉強したい

アドバイザーに相談する

- ・初期設定や操作に不安がある
- ・調べる時間がないので教えて欲しい
- ・次の年度更新に向けて準備したい
- ・訪問・オンラインが選べます



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

自己紹介文

電子申請の便利さを世に広めるべくデンシ新星からやってきたヤギの執事。性格はとても温厚。特に労働保険を電子申請する際の初期設定に詳しく、丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

令和6年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業
詳細確認やお申込みはホームページから!
<https://denshi-shinsei.jp/>



スマホでも!

受託会社
株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

Mail : mail@denshi-shinsei.jp
TEL : 03-6628-2275

〈キトリ〉

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

| | | | |
|--------------|---|------------------|--|
| フリガナ 事業場名 | | 担当者名 | |
| TEL | | メールアドレス (担当者) | |
| 労働者数 | | | |
| フリガナ 住所 | 〒 | | 予約希望 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> セミナー |

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は「口座振替」が便利です

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！



2025（令和7）年度第1期分から、対象金融機関に
インターネット専業銀行として初めて、
「GMOあおぞらネット銀行」が加わります！

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます
- 手数料はかかりません
- 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

口座振替は通常の納期限よりもゆとりのある引き落とし

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

| | 全期または第1期 | 第2期 | 第3期 |
|----------------------------|-------------|---------------|--------------|
| 通常の納期限 | 7月10日 | 10月31日※ | 1月31日※ |
| 口座振替による 納付日 (引き落とし日) | 9月6日 | 11月14日 | 2月14日 |
| ゆとり日数 | 58日 | 14日 | 14日 |
| 申込締切日 | 2月25日 | 8月14日 | 10月11日 |

※労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きは裏面をご覧ください



申し込み手続きは以下の2STEP！かんたんです。

STEP 1：申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 下記厚生労働省ウェブサイトからダウンロード

労働保険料等の口座振替納付（厚生労働省ウェブサイト内）

厚生労働省 労働保険 口座振替



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

STEP 2：記入した用紙を金融機関の窓口へ提出

締め切り日に注意の上、申込用紙をご提出ください。

※一部の金融機関では口座振替のお取り扱いができません。

※インターネット専業銀行での口座振替をお申し込みの場合、申し込み方法が通常と異なります。

詳細は厚生労働省ウェブサイト（上記）でご確認をお願いします。

各期の申込締切日・口座振替日

| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | |
|------------------|--------------------|----|----|----|----|--------------------|----|---------------------|-----------------------|-----|-----|----|----------------------|--|
| 全期 または 第1期 | 申込 締切日 2月25日 | → | | | | | | 口座振替 納付日 9月6日 | | | | | | |
| 第2期 | | | | | | 申込 締切日 8月14日 | → | | 口座振替 納付日 11月14日 | | | | | |
| 第3期 | | | | | | | | 申込 締切日 10月11日 | → | | | | 口座振替 納付日 2月14日 | |

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後にはハガキでお知らせします

- 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約2～3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。



グッジョブ相談ステーション

無料
相談実施中!

令和6年度
事業主向け
雇用支援事業

雇用に関する相談窓口

対象 ▶ 法人・個人事業主・人事総務担当者・創業予定者等

無料
訪問相談
もあります!

助成金、労務管理、採用、創業などの雇用に関する相談ができます!

| 雇用関係助成金 | 労務管理 | 採用・人材定着等 | 創業 |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 正社員化 賃上げ 雇入れ 育児・介護 教育訓練 高齢者雇用 設備整備 事業拡大等 | <ul style="list-style-type: none"> 就業規則の見直しや整備 雇用契約書等の見直し 労働保険、社会保険 給与計算(時間外・休日労働)等 | <ul style="list-style-type: none"> 効果的な求人方法 求人票の書き方 外国人材の雇用 奨学金返還支援制度導入等 | <ul style="list-style-type: none"> 開業前の準備 助成金の活用 事業イメージの具体化 事業計画のアドバイス等 |



相談受付 セミナーや巡回相談も開催! お気軽にお問い合わせください。
月~金 / 9:00~17:00 ※公式LINEアカウントからのお問い合わせも可能です。

お問い合わせ **事業主向け雇用支援事業事務局**
(グッジョブ相談ステーション)

お越しの際は、公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用ください。
※カフーナ旭橋AパーキングまたはEパーキングをご利用の方は駐車券を窓口までお持ちください。

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区 6階
Fax: 098-917-2080
E-mail: info@goodjob-station.okinawa

グッジョブ相談ステーション 検索 最新情報を発信

Tel.098-941-2044



予約すると待ち時間がなく便利! 電話やEメール、Zoom(要予約)での相談も可能です。

◎ 沖縄県 商工労働部 雇用政策課

雇用に関する専門家の相談窓口



グッジョブ相談ステーションの専門相談員

| | | |
|---|---|---|
|  <p>社会保険労務士 名城 志奈 熱意・信頼・ネットワークをモットーに「ひと」を大切にする企業の成長を支援しています。</p> |  <p>特定社会保険労務士 大城 貴子 最も身近な法律家として「ひと」の支援を行い、会社の健全な事業継続・発展のお手伝いします。</p> |  <p>特定社会保険労務士 玉寄 智恵子 「沖縄のHappyは職場から！」成果を出す組織づくりと一緒に支援します。</p> |
|  <p>社会保険労務士 宇野 一博 企業と働く人がともに成長できる職場づくりを心がけて企業支援をしています。</p> |  <p>社会保険労務士 前里 久誌 従業員にとって働きやすい環境を作るために、人事・労務管理の整備は重要な課題です。「あらがま精神」でサポートします。</p> |  <p>社会保険労務士 平田 勇次 人事労務、就業規則等の作成、労働問題へのアドバイス、メンタルヘルス対策への取組を支援します。</p> |
|  <p>特定社会保険労務士 岡 輝一 序盤(ヒアリング)、中盤(検討)、終盤(結論)、際のない丁寧な相談を心がけます！</p> |  <p>社会保険労務士 河村 美樹 雇用に関する悩みを共に解決していくことで、職場環境の整備の他、労使を通して企業の成長をサポートします。</p> |  <p>社会保険労務士・行政書士 仲宗根 隼人 外国人雇用や、事業計画作成など創業に関するご支援を行います。</p> |
|  <p>採用コンサルタント 小宮 仁至 2015年にファンシップ㈱を創業。レンジ型⑥採用という独自メソッドで、業種業態問わずの採用の相談・解決を行う。毎年100名以上の採用成功に貢献している。</p> |  <p>採用コンサルタント 福島 知加 「誰もが可能性を信じられる社会づくり」を理念に㈱フダチラボ(人材育成・人事コンサルティング)を立ち上げ、県内外の企業250社以上・3万人の支援に携わる。</p> |  <p>公認会計士 本永 敬三 創業や資金繰り、初めての経理業務は、お一人でお悩まず、お気軽にご相談ください！</p> |

ご利用の流れ



出張相談のお知らせ **社会保険労務士の無料相談を下記商工会で実施中！ 予約は各商工会まで**
 名護市商工会(毎月第3木曜日)、北谷町商工会(毎月20日)、宜野湾市商工会(毎月第3水曜日)、糸満市商工会(毎月25日)
 ※開催日については、都合により変更する場合がありますので、事前に各商工会へお問合せください。

助成金冊子Smile(すまいる)

助成金活用ガイドブック「すまいる」を配布中。

【配布場所】
グッジョブ相談ステーション、
沖縄助成金センター、
沖縄県産業振興公社、
県内各商工会・商工会議所など。
公式ホームページでも公開中。



雇用関係セミナー、巡回相談等の日程は、グッジョブ相談ステーションのホームページでチェック！

【ホームページはこちらから】

最新情報を発信



グッジョブ相談ステーション

検索



事業主向け雇用支援事業 事務局
(グッジョブ相談ステーション)

☎ 098-941-2044

◀ 窓口相談、電話・Zoom 相談を平日実施中！ お気軽にお問い合わせください！ ▶

沖縄県

ワークわく!おきなわのご案内

障害者雇用推進企業 登録制度

沖縄県
障害者雇用推進企業

“ワークわく!おきなわ”は
障害者雇用実績のある企業(応援企業)と、
これから取り組みたい企業(チャレンジ企業)の
登録制度です。



ワークわく! おきなわ

応援企業に登録すると

- ロゴマークの活用により、障害者雇用を推進する企業としてPRすることができます。
- 企業間の意見交換や情報交換をすることができます。
- 県ホームページでの企業リスト公表により、企業のイメージアップに繋がります。

チャレンジ企業に登録すると

雇用を進めるにあたっての不安や疑問に対して、セミナー等では得られない、企業の声を参考とすることができます。

皆さまのご登録
お待ちしております!



登録期間

登録後、3年目の3月31日までとします。

更新手続きにより更新することができます。

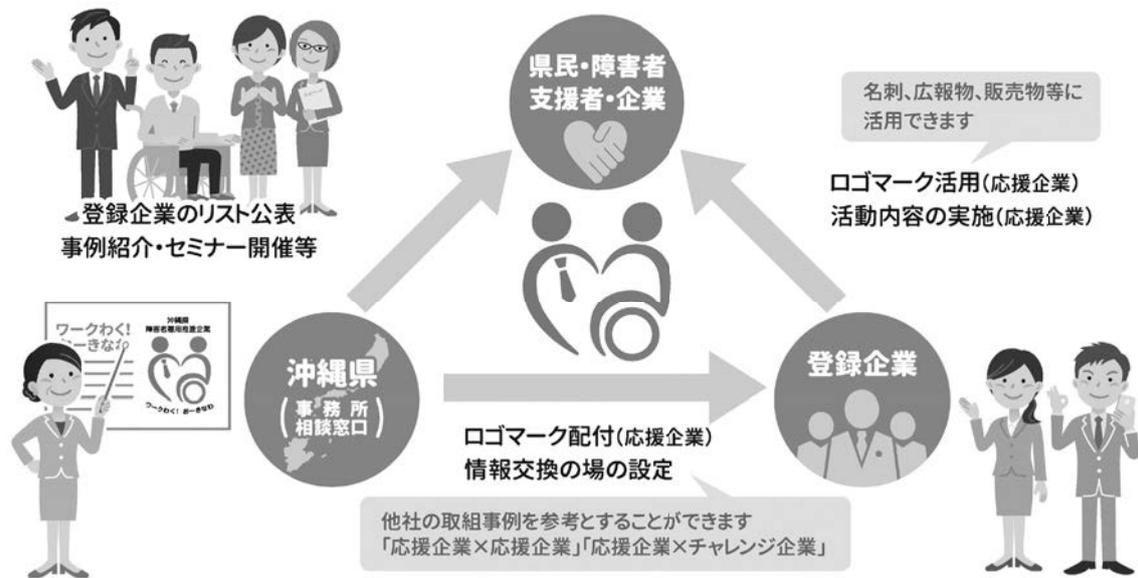
お問い合わせ・お申し込み

有限会社アイディー・ブランド TEL:098-941-3972 (担当/喜納、宮田) FAX:098-941-3973
那覇市銘苅1-2-22 前幸ビル301 ☒ syougaisya-koyou@idb-aaa.co.jp 受付時間/平日10:00~16:00(土日祝日除く)

◎ 沖縄県商工労働部 雇用政策課 障害者等雇用理解促進事業

沖縄県障害者雇用推進企業登録制度のイメージ図

登録企業の情報を発信すること等により県民への障害者雇用の理解促進を図るとともに、登録企業間のネットワークを構築し、障害者雇用を推進することを目的としています。



Q. 応援企業とは？

応援企業は、障害者雇用の実績があり(※1)、県内障害者雇用の推進のために、次のいずれかの活動を行います。

- 取り組み事例の提供
- セミナー等における事例の紹介や講演
- 学校や支援機関の就職支援における助言
- 障害者の職場見学や実習の受け入れ
- 他の企業等の職場見学の受け入れ
- チャレンジ企業への助言

※1 障害者雇用の実績があるとは次の内容を満たしていることをいいます。

- 過去3年間、6月1日時点の常用雇用労働者に占める障害者の割合が、法定雇用率以上となる障害者を雇用していること。
- ただし、算定に就労継続支援A型事業所の利用者は含めません。
- ・法定雇用率 R3.6.1～R5.6.1時点 2.3% R6.6.1時点 2.5%
- ・常用雇用労働者数が40.0人未満(R5.6.1以前では43.5人未満)の場合は、1人以上の障害者を雇用していること。



Q. チャレンジ企業とは？

チャレンジ企業は、応援企業の登録要件を満たさないものの、障害者雇用に取り組みたい企業が、障害者雇用を進めるにあたって必要な情報を得ることを目的としています。



登録の対象

県内に本社を有する企業、または、県外に本社を有する企業が県内に設置する事業所で、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う企業、または事業所でないこと。その他適切でないと判断される営業でないこと。
- イ. 暴力団と関係する企業または事業所でなく、かつ、役員等が暴力団と関係を有していないこと。
- ウ. 過去3年間における労働基準法等の労働関係法令、その他の法令に係る重大な違反がないこと。

登録企業
募集中!



ワークわく!おきなわ

検索

沖縄県障害者雇用推進企業登録制度(ワークわく!おきなわ)はQRをチェック!
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/koyorodo/1011940/1011949/1011950.html>

あっせん員候補者について

労働者と使用者との間で労働条件等の労働に関する紛争が起こり、話し合いなどによる自主的な解決が困難になった場合、沖縄県労働委員会では紛争解決のお手伝い（あっせん）を行っています。

あっせんでは、公益を代表する者（弁護士、学識経験者など）、労働者を代表する者（労働組合の役員など）、使用者を代表する者（会社の経営者など）の三者構成のあっせん員が、当事者のお話を丁寧に聞いて問題点を整理し、助言などを行いながら紛争の解決を目指します。

あっせん員は、沖縄県知事から委嘱を受けた「あっせん員候補者」の中から、原則として公益・労働者・使用者を代表するあっせん員各1名が指名されます。

今般、あっせん員候補者の異動があり、下記のとおり名簿を更新しました。

最新の名簿は、当委員会ホームページにおいてもご確認ください。

あっせん員候補者名簿

(令和7年1月9日現在)

| 区分 | 氏名 | 現職 | 経歴 | 委嘱年月日 |
|-------|--------|----------------------|-----------------------------|----------|
| 公益委員 | 田島 啓己 | 弁護士 | | R5.12.15 |
| | 村上 恵実 | 弁護士 | | R5.12.15 |
| | 戸谷 義治 | 琉球大学人文社会学部教授 | 琉球大学人文社会学部准教授 | R5.12.15 |
| | 與那嶺 敏 | 弁護士 | | R5.12.15 |
| | 松井 有美 | 沖縄国際大学法学部講師 | | R5.12.15 |
| 労働者委員 | 知花 優 | 日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長 | 日本郵政グループ（JP）労働組合沖縄地方本部執行委員長 | R5.12.15 |
| | 與那覇 栄蔵 | 全駐留軍労働組合沖縄地区本部特別執行委員 | 全駐留軍労働組合沖縄地区本部執行委員長 | R5.12.15 |
| | 木本 邦広 | 沖縄県教職員組合中央執行委員長 | 沖縄県教職員組合那覇支部特別執行委員 | R5.12.15 |
| | 大屋 尚子 | 沖縄電力労働組合本部副執行委員長 | 沖縄電力労働組合本部副書記長 | R5.12.15 |
| | 知念 克也 | 沖縄電力関連産業労働組合総連合会長 | 沖縄電力関連産業労働組合総連合副会長 | R5.12.15 |
| 使用者委員 | 田端 一雄 | 一般社団法人沖縄県経営者協会専務理事 | 一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事 | R5.12.15 |
| | 大城 恵美 | 株式会社近代美術代表取締役 | 株式会社近代美術取締役副社長 | R5.12.15 |
| | 金城 欣光 | 沖縄バス株式会社常務取締役総務部長 | 沖縄バス株式会社取締役総務部長 | R5.12.15 |
| | 菊地 毅 | 株式会社琉球銀行代表取締役専務 | 株式会社琉球銀行常務取締役 | R6.7.11 |
| 事務局 | 本部 賀代子 | 拓南製鉄株式会社常勤監査役 | 株式会社沖縄銀行人事部上席業務役 | R7.1.9 |
| | 下地 誠 | 沖縄県労働委員会事務局長 | 沖縄県商工労働部産業振興統括監 | R4.4.14 |
| | 島尻 和美 | 沖縄県労働委員会事務局調整審査課長 | 沖縄県総務部職員厚生課長 | R5.4.13 |
| | 山下 ひかり | 沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監 | 沖縄県商工労働部雇用政策課雇用企画班長 | R6.4.11 |

労働委員会事務局からひとこと

労働委員会は、労使関係の安定を図るために中立・公平な立場で、労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決をお手伝いします。

あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】



沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）
TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp



沖縄県労働委員会HP

パート・短時間勤務も有給休暇がありますか

● 相談内容 ●

1日6時間、週4でパート勤務しています。

正規社員は、年間5日の有給休暇を取ることが義務となっているようですが、パートにもその制度は利用できるのでしょうか。この会社で勤務して4年目となっていますが、パートも年間5日取得するように言われたことはありません。

● 相談回答 ●

ポイント

有給休暇の年間5日取得義務化は、正社員・非正規社員を問わず、条件(年間10日以上付与されていること)を満たす全ての従業員に対して適用されます。条件を満たす場合はパートタイマーであっても5日取得義務の対象となり、労働基準法の第39条に定められています。

解説

有給休暇を年間5日取得させることは、2019年の働き方改革で導入されました。

条件は、①年間10日以上の有給休暇が付与されている従業員が対象です。

パートタイマーの有給付与日数は出勤日数(所定労働日数)と継続勤務年数に応じて決められています。

下記の表は週30時間未満で4日勤務の場合は以下の通りとなります。

| 週所定 労働日数 | 1年間の 所定労働日数 | 勤 続 期 間 | | | | | | |
|-------------|----------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| | | 6か月 | 1年 6か月 | 2年 6か月 | 3年 6か月 | 4年 6か月 | 5年 6か月 | 6年 6か月 以上 |
| 4日 | 169日～216日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |

週4日勤務の場合、年間10日の有給休暇が発生するのは、3年6か月からになります。

1日ではなく、半日休を取得する場合は、半休は0.5日分として扱い、半休2回で年休1日分としてカウントされることとなります。

ただし時間単位年休は、有給取得義務化の対象にはならないので注意しましょう。

有給休暇には2年間のうちは繰越すことが可能なので、1年目に年休を十分に取得出来なかったとしても、2年目で残りの有給休暇を利用することが出来ます。

会社と相談して年5日の有給休暇を取得しましょう。

お問い合わせ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル **0120-610-223** TEL 098-941-4750

● 訂正とお詫び ●

「季刊 労働おきなわ 2024 Autumn No.164」について、内容の一部に誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

【訂正箇所】 P.26 労働相談 相談回答 解説

令和4年度法改正前の内容を誤って記載したため、法改正後の内容に修正

誤

(受給期間は)

傷病手当金は、同一の傷病について支給を開始した日から通算して1年6か月まで受給できます。1年6か月の期間中に復帰し再度欠勤した場合、復帰して給与支払がある期間も1年6か月に含まれます。



正

(受給期間は)

傷病手当金は、同一の傷病について支給を開始した日から通算して1年6か月まで受給できます。1年6か月の期間中に復帰し再度欠勤した際、復帰して給与支払期間がある場合、その期間は1年6か月に含まれません。(令和4年法改正後)

無料労働相談のご案内

賃金未払い・突然の解雇

育児・介護休業・休めない

パワハラ・セクハラなど

働く人と雇用する側の労働問題に男女問わずアドバイス!

センターにはこのような相談が寄せられています

- 「労働契約書」「雇用契約書」は必ず交わさなければいけない? ●契約は昼勤だったのに夜勤まで強いられるようになったが時給が変わらない。
- パート勤務ですが社長から有給休暇は無いと言われた... ●現在専業主婦の私。仕事をすると扶養手当が無くなり損をすると思いたけど本当?
- 契約期間内にやめたら違約金を払わなくてはいけない? ●産前産後や育児休業は非正規雇用者でも請求できますか? ...など

当センターでは社会保険労務士が、労働者、雇用主または家族からの相談に対し、労働者、雇用主、双方の立場で解決に向けてのアドバイスや、情報提供を、男女問わずに行います。
また、外国人労働者の方や支援者の方、使用者の方からの相談も受け付けております。(日本語のみ)
We also accept consultations from foreign workers, supporters and employers. (Japanese only)
どうぞお気軽にお問い合わせください。

電話相談専用フリーダイヤル

0120-610-223

(月～金 9時～17時)土・日・祝日は休み

対面相談

098-941-4750

※要予約(月～金 9時～16時)土・日・祝日は休み



沖縄県労働経済指標

| 年月 | 項目 | | 常用労働者(規模5人以上) | | | | 失業者数 (沖縄県) | 完全 失業率 (沖縄県) | 一般職業紹介状況(沖縄県) | | | | 消費者物価指数 R2=100 | |
|--------|--------|---------|---------------|---------|-----------|-----|---------------|--------------------|---------------|-------|-------|-------|-------------------|----|
| | | | 一般労働者 | | パートタイム労働者 | | | | 有効 | | | 就職件数 | 那覇市 | 全国 |
| | 全国 | 沖縄県 | 全国 | 沖縄県 | 求職者数 | 求人数 | 求人倍率 | | | | | | | |
| | 千人 | 人 | 千人 | 人 | 千人 | % | 人 | 人 | | | | | | |
| 21年 | 31,974 | 284,657 | 12,018 | 103,037 | 50 | 7.5 | 34,878 | 9,902 | 0.28 | 2,017 | 96.1 | 95.5 | | |
| 22年 | 31,861 | 277,746 | 12,284 | 112,022 | 51 | 7.6 | 37,416 | 11,567 | 0.31 | 2,079 | 95.3 | 94.8 | | |
| 23年 | 31,907 | 273,713 | 12,525 | 117,855 | 47 | 7.1 | 44,093 | 12,924 | 0.29 | 2,088 | 95.3 | 94.5 | | |
| 24年 | 32,591 | 274,754 | 13,166 | 119,329 | 46 | 6.8 | 36,526 | 14,515 | 0.40 | 2,176 | 95.0 | 94.5 | | |
| 25年 | 32,548 | 274,827 | 13,581 | 121,257 | 39 | 5.7 | 32,533 | 17,212 | 0.53 | 2,179 | 95.3 | 94.9 | | |
| 26年 | 32,852 | 275,207 | 13,956 | 123,517 | 37 | 5.4 | 29,802 | 20,601 | 0.69 | 2,154 | 97.8 | 97.5 | | |
| 27年 | 33,209 | 275,892 | 14,561 | 127,067 | 36 | 5.1 | 28,188 | 23,636 | 0.84 | 2,110 | 98.4 | 98.2 | | |
| 28年 | 33,788 | 290,306 | 14,978 | 117,896 | 31 | 4.4 | 27,001 | 26,318 | 0.97 | 2,120 | 98.7 | 98.1 | | |
| 29年 | 34,636 | 288,447 | 15,395 | 125,882 | 27 | 3.8 | 25,758 | 28,598 | 1.11 | 2,099 | 99.1 | 98.6 | | |
| 30年 | 34,426 | 315,950 | 15,381 | 143,732 | 25 | 3.4 | 24,876 | 29,052 | 1.17 | 1,982 | 100.3 | 99.5 | | |
| 令和元年 | 34,772 | 325,731 | 16,015 | 143,841 | 20 | 2.7 | 25,498 | 30,442 | 1.19 | 1,922 | 100.6 | 100.0 | | |
| 2年 | 35,326 | 328,737 | 15,972 | 144,617 | 25 | 3.3 | 27,972 | 22,520 | 0.81 | 1,680 | 100.0 | 100.0 | | |
| 3年 | 35,662 | 336,079 | 16,231 | 141,798 | 28 | 3.7 | 30,588 | 22,343 | 0.73 | 1,710 | 100.1 | 99.8 | | |
| 4年 | 35,120 | 335,382 | 16,223 | 152,659 | 25 | 3.2 | 31,446 | 27,846 | 0.89 | 1,657 | 102.9 | 102.3 | | |
| 5年 | 35,426 | 334,306 | 16,856 | 156,901 | 26 | 3.3 | 28,955 | 30,222 | 1.04 | 1,666 | 106.8 | 105.6 | | |
| 令和6年1月 | 34,571 | 323,779 | 15,525 | 165,573 | 22 | 2.8 | 28,958 | 29,735 | 1.03 | 1,123 | 108.1 | 106.9 | | |
| 2月 | 34,715 | 320,796 | 15,535 | 168,503 | 24 | 3.0 | 28,689 | 30,171 | 1.05 | 2,347 | 108.2 | 106.9 | | |
| 3月 | 34,558 | 318,956 | 15,475 | 168,662 | 29 | 3.7 | 28,550 | 30,166 | 1.06 | 3,003 | 108.4 | 107.2 | | |
| 4月 | 35,198 | 323,968 | 15,430 | 168,963 | 31 | 3.9 | 28,572 | 29,219 | 1.02 | 2,066 | 109.1 | 107.7 | | |
| 5月 | 35,214 | 325,089 | 15,602 | 169,027 | 25 | 3.2 | 29,155 | 28,546 | 0.98 | 1,634 | 110 | 108.1 | | |
| 6月 | 35,332 | 330,055 | 15,650 | 166,434 | 22 | 2.8 | 29,561 | 27,769 | 0.94 | 1,357 | 109.9 | 108.2 | | |
| 7月 | 35,371 | 320,633 | 15,721 | 178,234 | 27 | 3.4 | 29,090 | 28,172 | 0.97 | 1,303 | 110.8 | 108.6 | | |
| 8月 | 35,327 | 321,282 | 15,737 | 179,055 | 24 | 3.1 | 29,546 | 29,139 | 0.99 | 1,202 | 111.2 | 109.1 | | |
| 9月 | 35,346 | 319,694 | 15,675 | 181,159 | 28 | 3.5 | 29,076 | 28,730 | 0.99 | 1,156 | 111.5 | 108.9 | | |
| 10月 | 35,273 | 318,950 | 15,846 | 179,736 | 23 | 2.9 | 28,122 | 28,543 | 1.01 | 1,394 | 112.0 | 109.5 | | |
| 11月 | 35,280 | 322,985 | 15,939 | 179,470 | 24 | 3.0 | 28,139 | 28,091 | 1.00 | 1,144 | 112.4 | 110.0 | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 資料出所 | 県統計課 | | | | | | 沖縄労働局 | | | | 県統計課 | | | |

| 年月 | 項目 | | 労働時間の動き | | | | | | 賃金の動き | | | | | |
|--------|-------|-------|---------|-------|---------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|--|
| | | | 総実労働時間 | | 所定内労働時間 | | 所定外労働時間 | | 現金給与総額 | | 定期給与 | | 特別給与 | |
| | 全国 | 沖縄県 | 全国 | 沖縄県 | 全国 | 沖縄県 | 全国 | 沖縄県 | 全国 | 沖縄県 | 全国 | 沖縄県 | | |
| | 千人 | 人 | 千人 | 人 | 千人 | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 20年 | 153.0 | 152.0 | 140.1 | 143.9 | 12.9 | 8.1 | 379,497 | 297,971 | 300,694 | 247,577 | 78,803 | 50,394 | | |
| 21年 | 147.3 | 152.2 | 136.4 | 141.8 | 10.9 | 10.4 | 355,223 | 283,652 | 288,478 | 240,782 | 66,745 | 42,870 | | |
| 22年 | 149.8 | 151.7 | 137.8 | 142.1 | 12.0 | 9.6 | 360,276 | 272,493 | 291,210 | 233,064 | 69,066 | 39,429 | | |
| 23年 | 149.0 | 150.7 | 137.1 | 141.2 | 11.9 | 9.5 | 362,296 | 275,343 | 291,783 | 233,892 | 70,513 | 41,457 | | |
| 24年 | 150.7 | 150.6 | 138.5 | 141.0 | 12.2 | 9.6 | 356,649 | 264,102 | 289,794 | 224,699 | 66,855 | 39,403 | | |
| 25年 | 149.3 | 150.4 | 136.9 | 140.6 | 12.4 | 9.8 | 357,977 | 264,330 | 289,150 | 226,907 | 68,827 | 37,423 | | |
| 26年 | 149.0 | 150.5 | 136.2 | 140.2 | 12.8 | 10.3 | 363,338 | 268,801 | 291,475 | 230,525 | 71,863 | 38,276 | | |
| 27年 | 148.7 | 150.7 | 135.8 | 140.4 | 12.9 | 10.3 | 357,949 | 271,818 | 288,508 | 235,524 | 69,441 | 36,294 | | |
| 28年 | 148.6 | 149.9 | 135.9 | 140.0 | 12.7 | 9.9 | 361,593 | 280,554 | 289,899 | 238,662 | 71,694 | 41,892 | | |
| 29年 | 148.4 | 150.6 | 135.8 | 140.0 | 12.6 | 10.6 | 363,295 | 283,056 | 290,954 | 240,671 | 72,341 | 42,385 | | |
| 30年 | 147.4 | 146.2 | 134.9 | 138.0 | 12.5 | 8.2 | 372,164 | 272,026 | 295,945 | 233,588 | 76,219 | 38,438 | | |
| 令和元年 | 144.5 | 144.0 | 132.1 | 134.1 | 12.4 | 9.9 | 371,507 | 278,190 | 296,123 | 236,194 | 75,384 | 41,996 | | |
| 2年 | 140.4 | 139.6 | 129.6 | 130.1 | 10.8 | 9.5 | 365,100 | 283,770 | 293,056 | 240,683 | 72,044 | 43,087 | | |
| 3年 | 142.4 | 141.9 | 130.8 | 132.3 | 11.6 | 9.6 | 368,493 | 275,343 | 296,652 | 233,416 | 71,841 | 41,927 | | |
| 4年 | 143.2 | 142.4 | 131.0 | 132.2 | 12.2 | 10.2 | 379,732 | 269,165 | 303,496 | 231,297 | 76,236 | 37,868 | | |
| 5年 | 143.8 | 141.9 | 131.7 | 132.6 | 12.1 | 9.3 | 386,985 | 269,779 | 308,437 | 232,672 | 78,548 | 37,107 | | |
| 令和6年1月 | 135.1 | 138.3 | 123.7 | 128.6 | 11.4 | 9.7 | 323,870 | 232,170 | 308,683 | 230,092 | 15,187 | 2,078 | | |
| 2月 | 139.7 | 139.1 | 128.0 | 129.3 | 11.7 | 9.8 | 313,408 | 232,824 | 308,062 | 230,229 | 5,346 | 2,595 | | |
| 3月 | 141.9 | 144.1 | 129.7 | 133.1 | 12.2 | 11 | 339,957 | 248,923 | 312,109 | 235,126 | 27,848 | 13,797 | | |
| 4月 | 147.5 | 146.2 | 135.3 | 135.8 | 12.2 | 10.4 | 330,504 | 245,881 | 316,529 | 237,186 | 13,975 | 8,695 | | |
| 5月 | 143.6 | 143.9 | 132.1 | 134.4 | 11.5 | 9.5 | 334,010 | 244,351 | 315,038 | 236,009 | 18,972 | 8,342 | | |
| 6月 | 145.6 | 142.6 | 134.0 | 133.2 | 11.6 | 9.4 | 602,589 | 376,620 | 317,112 | 235,216 | 285,477 | 141,404 | | |
| 7月 | 148.0 | 145.4 | 136.2 | 135.6 | 11.8 | 9.8 | 459,951 | 276,801 | 317,490 | 236,604 | 142,461 | 40,197 | | |
| 8月 | 138.3 | 145.2 | 127.5 | 135.0 | 10.8 | 10.2 | 327,096 | 255,239 | 315,918 | 238,594 | 11,178 | 16,645 | | |
| 9月 | 139.5 | 140.0 | 128.0 | 130.6 | 11.5 | 9.4 | 326,714 | 239,627 | 316,549 | 233,603 | 10,165 | 6,024 | | |
| 10月 | 139.5 | 145.3 | 128.0 | 136.0 | 11.5 | 9.3 | 326,714 | 239,556 | 316,549 | 237,966 | 10,165 | 1,590 | | |
| 11月 | 146.4 | 142.6 | 134.3 | 132.9 | 12.1 | 9.7 | 344,743 | 250,441 | 319,881 | 236,963 | 24,862 | 13,478 | | |
| 12月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 資料出所 | 県統計課 | | | | | | | | | | | | | |

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。

注) 一般職業紹介状況は受理地別



「労働おきなわ」165号 (琉球労働から通巻239号)

2025年2月28日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366
FAX(098)866-2355
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017719.html>

印刷所／文字工房 ポスト
〒901-1111 南風原町字兼城631-1
TEL(098)889-6266
FAX(098)888-2297

●バックナンバーURL● <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/koyorodo/1012030/1012032/1012036.html>

